

発議第28号

村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会の設置について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年3月3日

提 出 者

市議会議員 越川 雅史

賛 成 者

市議会議員 やなぎ 美智子

〃 金子 貞作

〃 長友 正徳

〃 佐直 友樹

〃 清水 みな子

〃 廣田 徳子

〃 増田 好秀

〃 高坂 進

〃 石原 よしのり

村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会の設置について

本市議会（以下、「市議会」という。）は、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の規定により、下記の事項について調査するものとする。

1. 調査事項

- (1) 令和2年10月に本市新第1庁舎に追加工事として設置された市長室のガラス張りシャワーにつき、市長室に立ち入り現物を確認するとともに、設置の経緯、設置目的と用途、公金の支出に関する手続き及び調達プロセス、費用対効果、政策の妥当性等を検証し、違法または不当な公金の支出に該当する恐れがないか、公私混同がないか、調査する。
- (2) 上記追加工事について、村越市長は市議会及び市民に対して一切説明することなく秘密裏に設置したものであるが、これは議員向け及びマスコミ向け内覧会実施後、時間を置かずに工事準備に着手したものであり、市議会及び市民の監視の目を欺くその手法は極めて悪質である。そして、その原資は令和2年度当初予算のうち、「新第1庁舎整備事業費（継続費）」の「執行差金が充てられた」との答弁があったが、何ら説明もなく秘密裏にそのような支出が行われるのであれば、市議会及び市議会議員は内部告発でもない限りどのような支出が行われているのか知り得ず、予算の執行状況の適切性を検証するという、我々の責務を果たし得ない。よって、村越市長就任以降、他の予算においても、同様の支出、すなわち市議会及び市議会議員が関知していない支出の有無を調査するとともに、仮にこれが認められた際には、支出目的と支出の経緯、公金の支出に関する手続き及び調達プロセス、費用対効果、政策の妥当性等を検証し、違法または不当な公金の支出

に該当する恐れがないか、公私混同がないか、併せて調査する。

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び第4項ならびに市川市議会委員会条例第6条の規定により委員15人で構成する「村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3. 調査権限

本市議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会」に委任する。

4. 調査期限

「村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費

本調査に要する経費は、当面100万円以内とし、必要に応じて追加する。

理由 :

村越市長は令和2年10月、市長室にガラス張りシャワーを、市民や市議会になんら説明することなく秘密裏に設置した。設置費用は約360万円を要したことであるが、その原資として、令和2年度当初予算に計上された、「第9款. 土木費」「第1項. 土木管理費」「第4目. 庁舎整備費」「第14節. 工事請負費」のうち、「新第1庁舎整備事業費（継続費）」8億1,870万8,000円の余剰金、すなわち契約差金及び執行差金を以てこれに充てたとのことである。

確かに、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（以下、「条例」という。）は、「議会の議決に付さなければならぬ

い契約は、予定価格 1 億 8 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負」と規定（第 2 条）しており、表層のみをとらえれば、コンプライアンス上問題ないと主張も成立する余地は否定しない。

しかしながら、令和 2 年 8 月の供用開始に先立ち行われた議員向け及びマスコミ向けの内覧会に際して公開された市長室には、当該シャワーは存在していなかつたばかりか、市議会が、当該予算が計上された令和 2 年度当初予算を審議した令和 2 年 2 月以降、「市長室にガラス張りシャワーを設置する」との説明は今日に至るまで一切なかった。

市議会が当該予算を審議するにあたっては、工事請負契約書及び図面等、必要資料を検証しつつ、質疑応答を繰り返した上で設計及びレイアウト等に問題がないことを確認した結果、承認したものであり、内覧会実施後において、市民にも市議会にもなんら説明することもなく秘密裏に追加工事を実施したことは、騙し討ちと称しても過言ではなく、同条例の本旨から明らかに逸脱した看過出来ない行為と考える。

ところで、市長室にはガラス張りシャワーが存在するとの報に接した 1 1 名の議員が、村越市長に対し数度に渡りシャワーの公開を求めたところ、村越市長は合理的な理由も示さずに拒絶を繰り返した。その上で、一般質問で採り上げられると、市議会が調査特別委員会を設置し、市議会として正式に調査を行うのであれば公開に応じる旨答弁した。

また、村越市長は自身の T w i t t e r （2 月 2 7 日付）において、「調達のプロセスに問題がなかったか調査します」などと、調達プロセスに問題があった可能性と調査の必要性に自ら言及していることから、本市議会が調査特別委員会を設置することは真相究明に大きく資するものであり、調達プロセスについても同委員会で調査するのが妥当である。

さて、本市議会は、いわゆる 1 0 0 条委員会の設置には、慎重を期した判断が必要であるとの指摘があることは承知している。調達のプロセスに問題があ

った可能性と調査の必要性に言及しているのは村越市長ご自身であるが、この点、村越市長は当事者本人であり、村越市長自らが調査を行えば、いかなる結論が導かれようとも、独立性及び客観性のない調査結果であるとの批判が生じることは火を見るよりも明らかである。

そこで今こそ、権威と伝統ある本市議会及び市議会議員が、客観的かつ独立的な立場から、村越市政下における執行差金及び契約差金等の使途に関する真相を究明し、予算執行の適正性を評価するという重責を果たすべき時であると考える。慎重の上にも慎重を期した上で、秘密裏に実施された工事等を調査するという調査の性質に鑑み、より強い調査権限が必要と判断するに至った次第である。

よって、本市議会は、「村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会」を設置する。そして、同委員会には、地方自治法第100条及び同法第98条第1項にて規定する調査権限を付与するものである。

以上

提案理由

「村越祐民市長が市長室に設置したガラス張りシャワーをはじめとする、執行差金及び契約差金等の使途の調査に関する特別委員会」を設置するため提案するものである。